

「産科・歯科・行政が連携して取り組む早産予防対策」

(H22. 10～)

【幹事】 熊本県 健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

目的

全国的に極低出生体重児(1,500g未満の出生児)の出生割合は増加傾向にあるが、中でも九州の割合は全国を上回っていることから、九州において、早産を予防し、極低出生体重児の減少を図ることは喫緊の課題となっている。

取組内容・成果

熊本県の事業手法を参考に、九州各県でできる早産予防の取組を検討、連携して早産予防対策を実施

① 九州各県の状況に応じた取組の定着

- ・平成25年度から歯周病対策を中心に、各県の状況に応じた早産予防の取組が徐々に拡充・強化され、定着している。

<取組例>

- ・産科医療機関において、妊婦健診時に歯科健診・歯科保健指導を実施
- ・産科医療機関の職員、保健師、保育士等を対象とした歯科疾患に関する研修会を実施
- ・DVD、パンフレット、リーフレットによる啓発・広報を実施
- ・妊婦の膣分泌検査及び歯周病検査(歯科健診)の費用を助成する市町村への補助を実施

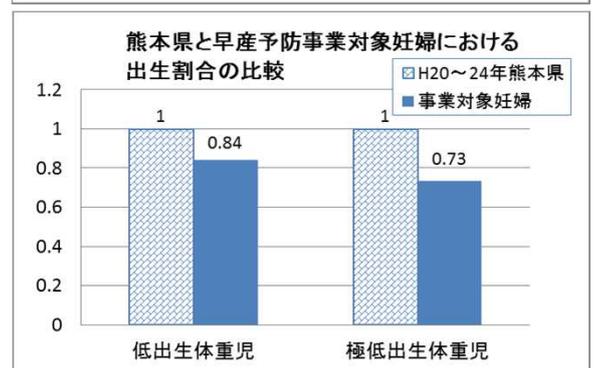
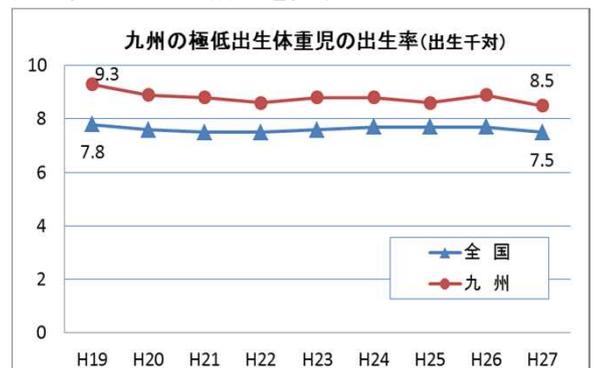
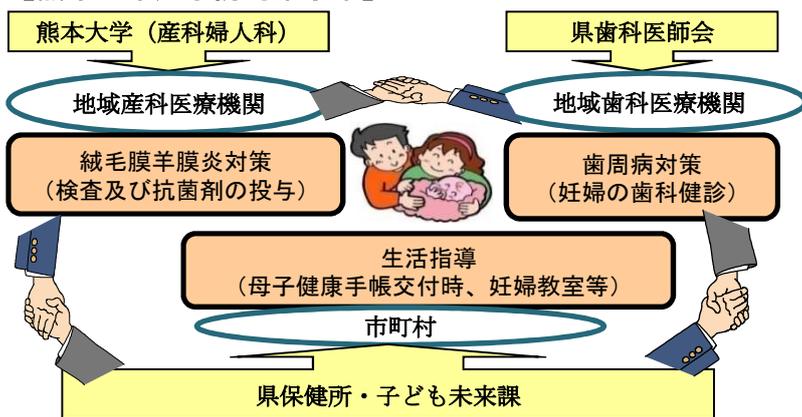
② 熊本型早産予防対策事業の成果検証(H24～H27)

- ・熊本大学大学院生命科学研究部に委託して、感染症に着目した早産予防事業の分析、検証を実施

<検証結果>

- ・対象妊婦における低出生体重児及び極低出生体重児の出生割合は、H20～H24年の熊本県の状況と比べ低下した。

【熊本型早産予防対策事業】



低出生体重児: 出生体重2,500g未満の児
極低出生体重児: 出生体重1,500g未満の児

今後の課題・取組

各県の状況に応じた早産予防の取組を継続する。

また、平成27年度に熊本県が実施した熊本型早産予防対策事業の有効性を各県と相互に確認したことから、今後とも当該取組を継続し、子どもが健やかに成長発達する体制整備を図り、極低出生体重児の出生率低下を目指す。